

2023 年度渋谷区観光協会観光フェロー募集要項

1. 件名

令和 5 年度渋谷区観光協会（以下「観光協会」という。）観光フェロー募集

2. 目的

区内イベントやお土産開発、街の情報発信、PR 活動などを様々な分野において渋谷区の魅力を発信する観光フェローを募集します。

3. 応募資格

- (1) 渋谷区に魅力を感じ、区内外に渋谷の魅力を自ら発信する意欲があること
 - (2) 芸能活動をされているなど区内外に発信力がある、いずれかの SNS のフォロワー数が 10,000 人以上ある、渋谷区内で活動実績がある、いずれかに該当する方
- ※フェローの活動はあくまで個人活動となります。
- (3) 当協会が定める分野のうち、いずれかまたは複数に強みを持って発信できる方
 - (4) 当協会が定めるコミュニティツールに参加可能な方
 - (5) 観光協会が求める（主催、共催、後援等）イベントに積極的に参加できる方
 - (6) 活動期間終了後、活動報告書を提出すること。
 - (7) 本要項を遵守し、下記の記載内容に同意できること。

また下記のような方は歓迎します。

- (8) 多言語での発信ができる方

4. 応募方法

専用の応募用紙または応募フォームより必要事項を記入しご応募ください。

また、お写真を最低 1 枚ご用意ください。

※応募する方が未成年者（18 歳未満）の場合は親権者の同意書の提出が必要になります。

5. 募集期間

令和 5 年 4 月 28 日～令和 6 年 5 月 12 日まで

6. 活動及び業務の概要・内容

フェローの活動については自発的（無償）に行うことを基本とし、内容についてはフェローに一任するものとする。ただし、必要に応じてフェローに対し観光協会より以下の業務を個別に委嘱するものとする。

- (1) 観光協会フェローとしての渋谷の情報発信・PR 等
- (2) 観光協会の主催するイベント及び事業への協力及び
- (3) 観光協会が後援、公認するプロジェクトへの協力及び PR 業務
- (4) 地域イベントへの協力及び PR 業務
- (5) 観光協会の主催する賛助会員交流会への参加、登壇
- (6) 渋谷区内での啓蒙活動への積極的参加
- (7) 観光協会が運営する各種 SNS の拡散
- (8) その他観光協会が必要と認める事項

7. 報酬

基本、報酬は支給なし。ただし業務に応じて交通費等に相当する謝礼金を支払う。

8. 活動期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

9. 解任

次の各号のいずれかに該当する場合、委嘱契約を終了する。

- (1) 辞任の申し出があったとき
- (2) 業務遂行に支障があると観光協会が認めたとき
- (3) 不適格な言動等があり、嘱託者として適当でないと観光協会が認めたとき

10. その他

(1) 機密保持義務

フェローは、業務に際して知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

フェローは、業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは契約期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

業務の実施に伴い第三者に与えた損害は観光協会の責に帰すべきものを除き、すべて受託者の責任において処理すること。

(4) 著作権

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この業務により生じた著作権については、

原則として観光協会に帰属させるものとする。

(5)政治的中立の確保

特定の政党を支持する、又はこれに反対するための政治的活動は行わないこと。

また、本書にない事項について疑義が生じたときは、観光協会、フェロー協議の上決定する。

11.特記事項

(1)芸能活動をされている方は原則的に観光協会≠フェローのやり取りは本人に行っていただきます。(スケジュール管理等でマネージャーの方の参加も可)

(2)選考結果のは応募者全員に通知いたしますが、選考理由等については法令等により開示を求められた場合を除き、お答えできかねます。

12.個人情報の取扱い

応募者から当協会に提供された個人情報は、本公募のために利用します。 公募に必要な範囲で使用する場合を除き、個人情報を応募者の承諾なく第三者に提供することはありません。(法令等により開示を求められた場合を除く。)

以上